主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

各被告人弁護人下田金助上告趣意について。

原判決はその判示において、被告人Aは、大正一四年九月一一日以降昭和一一年 三月九日迄の間前後六回に亘り夫々東京区裁判所において賭博罪に因り罰金刑に処 せられた外昭和一一年三月九日同区裁判所に於て常習賭博罪により懲役二月に処せ られ、被告人Bは、昭和五年六月六日、同九年五月一一日の二回に亘り夫々大垣区 裁判所において賭博罪に因り罰金刑に処せられその外昭和一九年八月一四日同区裁 判所において常習賭博罪に因り懲役四月(但し昭和二〇年勅令第五八〇号減刑令に より懲役三月に変更)五年間執行猶予の言渡を受け、被告人Cは、昭和十九年八月 二〇日同区裁判所において常習賭博罪に因り懲役四月(但し前回懲役三月に変更) 五年間執行猶予の言渡を受けた者であるところ、孰れも判示賭博を常習として為し た旨判示し、証拠説明において、常習の点を除くその余の事実は、被告人三名の判 示同趣旨の供述、A、Bに対する各身許調書並びにCに対する前科回答書中同人等 が判示のように処刑された旨の記載押収している現金四千六百一〇円花札四八枚毛 布一枚の存在その他を綜合して認め常習の点は、被告人等が夫々右認定のように賭 博罪又は常習賭博罪に因り処刑された事実に加え更に本件犯行を敢行した事蹟に徴 してこれを認定する旨説明したものである。すなわち原判決は、被告人各自の常習 を各自の判示前科の外押収金額、用具、の存すること、賭博の相手方が夫々賭博又 は常習賭博罪にて処刑された者である点等を綜合してこれを認めた趣旨であること 明らかである。そしてかかる点を綜合すればその常習の事実を肯認するに足り、そ の間経験則に反する違法は認められない。従つて、原判決がその認定事実に対し常 習賭博の法条を適用したのは正当であつて、原判決には所論の違法はない。論旨は、 その理由がない。

よつて旧刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二四年四月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	=	郎